

公 示 送 達 書

白山市告示第 243 号

下記の書類は、送達を受けるべき者の所在が明らかでないので、地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達します。

これらの書類は、本市総務部納税課において保管してありますから、申し出があればいつでも交付します。

令和8年9月10日

白山市長 田村 敏和

公示送達する書類の名称	送達を受けるべき者の氏名又は名称	摘 要
令和8年度 固定資産税・都市計画税 督促状(第2期)	立川 昌幸 外1名	
以下余白		

備 考

上記の書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに送達があったものと見なされます。